

国民年金の保険料額が変わります

平成30年度は月額16、340円

平成29年度の保険料額に比べて150円引き下げとなります。納め忘れを防ぐためにも、便利でお得な口座振替をご利用ください。

20歳になった学生の皆さんへ
「学生納付特例」制度

収入が少なく保険料の納付が困難な学生は、在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例」制度があります。

保険料が未納になっていると、万が一、病気やケガで重い障害が残ったときの障害年金が受け取れないことがあります。しかし、学生納付特例が承認された期間は障害年金の受給資格要件に含まれます。保険料の納付が困難な場合は、必ず「学生納付特例」を申請しましょう。

注意 猶予が承認された期間は、将来受け取る年金額には反映されません。年金を満額受け取るためには、この期間について10年以内に後払いできる追納制度をご利用ください。

対象 大学、短期大学、大学院、高等学校、専修学校および修業年限が1年以上で都道府県などの認可を受けている各種学校など

申請場所 保健医療課、各支所

必要なもの

○マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードと本人確認書類（運転免許証など）

○年金手帳

○学生証（コピー可。ただし、裏面に有効期限、学年、入学年月日がある場合は裏面も含む）または在学証明書（原本）
○印かん（スタンプ印は不可）

届出書には、マイナンバーの記入を

3月5日から、これまで基礎年金番号を記載していた届出書には、原則としてマイナンバーを記入することになりました。マイナンバーを利用することで、これまで必要だった書類の提出が不要になるなど、利便性が向上します。

なお、マイナンバーでの届出には、①または②の本人確認が必要です。

①マイナンバーカード

②マイナンバー通知カードまたは住民票（マイナンバーつき）など【番号確認】と運転免許証またはパスポートなど【身元確認】

※ 基礎年金番号での届出も、これまでどおり可能です。

世界自閉症啓発デー（4月2日）
発達障害啓発週間（4月2日～8日）

平成19年12月18日、カタル王国王妃の提案により、う。

4月2日を「世界自閉症啓発デー」とすることが国連総会で決議され、世界各地で自閉症の理解を求める啓発活動などが行われています。

日本でも世界自閉症啓発デーから4月8日までの1週間を「発達障害啓発週間」とし、各種シンポジウムの開催や、東京タワーをはじめとする全国のランドマークなどがシンボルカラーの青一色に染まります。

市でも、「子育てと発達障害を考える会『ハートとハート』」が中心となり、ブルーライトアップキャンペーンを実施します。市役所前や駅前広場をブルーライトで彩るほか、図書館ではパネル展示や書籍による啓発活動を行います。ぜひ足を運んでみてください。

自閉症や発達障害の理解を深め、誰もが自己実現でき

○ブルーライトアップ

点灯式

とき 4月2日（月）
18時～

ところ 大竹駅前広場

※ 点灯式に合わせて、ライブ演奏などが行われます。

○駅前広場ブルーライト

アップキャンペーン

とき 4月2日（月）～8日（日）

○市役所ブルーライト

アップキャンペーン

とき 4月2日（月）～6日（金）

○図書館パネル展示、

書籍紹介

とき 4月27日（金）まで